

平成 2 1 年

第 1 回市議会定例会 議案第 3 0 号

函館市職員定数条例の一部改正について

函館市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 1 年 2 月 2 7 日提出

函館市長 西 尾 正 範

函館市職員定数条例の一部を改正する条例

函館市職員定数条例（昭和 2 4 年函館市条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号ア中「 1 , 6 3 4 人」を「 1 , 5 4 7 人」に改め、同号イ中「 2 6 2 人」を「 2 4 7 人」に改め、同条第 3 号中「 4 6 5 人」を「 4 2 3 人」に改める。

第 3 条中「職員および」を「職員，」に，「職員は」を「職員および函館市職員の自己啓発等休業に関する条例（平成 2 1 年函館市条例第 号）第 2 条の規定により自己啓発等休業をしている職員（以下「自己啓発等休業職員」という。）は」に改める。

第 4 条中「または育児休業職員」を「，育児休業職員または自己啓発等休業職員」に改める。

附 則

この条例は，平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

職員の定数を改正し，および函館市職員の自己啓発等休業に関する条例に基づく休業をしている職員を定数外とすること等とするため

【資料】

(単位：人)

区 分	現定数	増減数	差引	部局間調整等	新定数	対現定数増減
(1) 議 会 事 務 局	16	0	16	0	16	0
(2) 市 長 の 補 助 機 関						
ア 一 般 部 局	1,634	107	1,527	20	1,547	87
イ 水 道 局	262	15	247	0	247	15
ウ 交 通 局	71	0	71	0	71	0
工 病 院 局	847	0	847	0	847	0
計	2,814	122	2,692	20	2,712	102
(3) 教 育 委 員 会	465	32	433	10	423	42
(4) 選 挙 管 理 委 員 会	9	0	9	0	9	0
(5) 監 査 事 務 局	9	0	9	0	9	0
(6) 公 平 委 員 会						
(7) 農 業 委 員 会	10	0	10	0	10	0
(8) 固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会						
合 計	3,323	154	3,169	10	3,179	144